

令和 5 年度

学校 監査 報告 書

八潮市 監査 委員

令和5年度 学校監査 結果報告

八潮市監査基準に準拠し、定期監査として学校監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項に基づき、学校現場における財務等に関する事務の執行が予算や法令等に従って、適正かつ正確に処理されているか、また、最少の経費で最大の効果をあげているかなど、経済性、効率性、有効性の観点から実施した。

2 監査の対象

(1) 対象事務

令和5年4月1日から令和5年9月30日までの小学校費、中学校費に係る学校での発注事務の状況及び備品、給食費等の管理状況

(2) 対象校・対象課

潮止小学校、松之木小学校、八潮中学校

教育総務課（対象校の契約・財産管理に係る所管課）

3 監査実施期間

令和6年1月18日から令和6年2月27日

4 監査の着眼点

(1) 契約・出納事務について

①発注内容と納品物の確認は、确实に行われているか

②学校から教育総務課への請求書の受け渡しに遅延はないか

(2) 備品の管理について（図書を除く）

①備品台帳は、作成され、適切に管理されているか

②備品は正しく分類され、備品シールなどは正確に貼付されているか

③備品の異動や廃棄の手続きは適切に処理されているか

(3) 学校図書館図書の管理について

①図書の管理台帳は作成され、適正に管理されているか

②図書は正しく分類され、シールなどは正確に貼付されているか

③図書の異動や廃棄の手続きは適切に処理されているか

(4) 理科実験用薬品の管理について

①管理責任者は、定期的に保管状況の確認を実施しているか

②薬品管理簿が作成され、適正に管理されているか

③保管場所の施錠は確実に行われているか

④地震等に対する転倒・転落防止措置は取られているか

⑤危険性の大きい薬品の管理は、適正に行われているか

(5) 給食費の集金・保管状況について

①給食費の集金及び保管は、マニュアルに従い適切に行われているか

②現金受け取り有無の確認は適切に行われているか

③給食費の保管場所は適切か、他の現金と混同して保管されていないか

5 監査の実施内容

(1) 事前調査

学校ごとに下記に係る調査票及び備品台帳の提出を求め、疑問点については、関係職員に聴取を行った。

①消耗品、備品の発注から納品までの流れ

②学校図書館図書を含む備品の管理状況

③理科実験用薬品の管理状況

④給食費集金の流れや管理状況（学校内での管理に係るものに限る）

(2) 本監査・実地検査

事前調査の結果に基づき、令和6年2月27日に監査対象校にて関係職員に対し監査委員から質疑を行い、本監査を実施した。また備品、鍵等の管理状況について実地検査を行った。

6 監査の結果

(1) 潮止小学校

小学校費に係る学校での契約・出納事務及び図書を含む学校備品、理科実験用薬品の管理、給食費の保管状況は、おおむね適正に行われていると認められた。

(2) 松之木小学校

小学校費に係る学校での契約・出納事務及び図書を含む学校備品、

理科実験用薬品の管理、給食費の保管状況は、おおむね適正に行われていると認められた。

(3) 八潮中学校

中学校費に係る学校図書、理科実験用薬品の管理、給食費の保管状況は、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら学校での契約・出納事務の支払い事務の状況を確認したところ、請求書の受理から教育総務課への提出が7日から14日かかり、その後教育総務課で支払い事務を行うため、支払い処理の遅れが認められた。支払い事務手続きは、中学校及び教育総務課を通じて、請求書を受理した日から（期限の定めのない請求書）は15日以内に完了するよう事務処理の方法を改善されたい。

また備品について、備品台帳に登録されているにもかかわらず、存在しないものがあつたため、適正な管理や台帳整備を行っていただきたい。

(4) 教育総務課

各学校と連携し、財務の執行管理をおおむね適正に行っていることが確認できた。ただし一部の学校で、支払い事務の遅延や備品の管理に不備が認められたため、教育委員会と各学校が十分連携を図りながら、適正かつ、効率的で効果的な事務の執行及び支払い事務の迅速化、備品管理の徹底に努めていただきたい。